

平成 24 年度における国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成 25 年 5 月 24 日
独立行政法人日本スポーツ振興センター

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1 平成 24 年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成 22 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図ることとした。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入、船舶の調達、エネルギー改修事業(ESCO 事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務については、環境配慮契約に該当する案件はなかった。

なお、電気の供給については、平成 23 年度に環境配慮契約に基づく長期契約(契約期間:平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月)を締結している。

3 その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「グリーン調達連絡会議」を活用することとした。
- センターにおいて、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。